

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 2 5 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 29 年 11 月 30 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

教育委員会 教育総務課・学校教育課

第 2 監査の期間

平成 29 年 8 月 22 日～24 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 27 年度及び平成 28 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。

- ② 予算目的に反する支出はないか。
 - ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
 - ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
- ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
- 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成27年度及び平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【意見】

1. 奨学金貸付について

返還については、滞納者23名のうち19名は、28年度にも返還を行っているものの、残る4名(合計626,600円)については、それぞれ平成24年度、25年度、26年度、27年度以降返還されていない。引き続き滞納解消に努めていただきたい。

2. 学校給食について

(1) 生産物請負業務の補償内容について

いわゆる食中毒保険については、それぞれの調理場で保険契約をしており、補償限度額も1名につき300万円から5億円、1事故につき3,000万円から5億円と統一されておらず、大きな差がある。特に損害補償額としては低すぎると思われるものについては、変更することを検討されたい。

(2) 給食費の滞納について

徴収努力の結果、保護者への意識付けが出来てきたため、滞納額は年々減っている。平成28年度末で2,797,764円となり、前年度に比べ759,762円(21.4%)減少している。うち、現年度分が10件、194,927円、過年度分が17件、2,602,837円となっている。過年度分のうち、200,000円を超える滞納額が5件あり、支払督促などを執行中である。平成29年度から公会計に移行したこともあり、今後とも

現年度分が発生しないよう、保護者への説明を続けてもらいたい。

(3)業務委託契約書第6条第1項第4号について

調理用備品費として年間一定額以上の費消を委託業者に求めているが、平成28年度実績は予定額に達せず、費消予定額と実績額には差異が生じている。その結果、平成29年度で28年度残額と新年度予定額を加えた分を整備するように求めている。しかしながら、契約期間中に予定額を達成できない場合などの対処が明記されていない。債務負担行為内訳表によると、調理用備品費は消耗品費用の中に内包していると考えるが、調理用備品費として必ず費消させるのであれば、消耗品費用とは別に出来高算定分として契約に組み込むようにするなど検討されたい。

3. 学校用地の未登記について

田助小学校	3筆	根獅子小学校	18筆	津吉小学校	2筆
志々伎小学校	2筆	旧獅子小学校	1筆	旧宝亀小学校	1筆
旧大川原小学校	2筆	旧野子小学校	3筆	大島小学校	1筆
大島中学校	2筆	大島教員住宅	2筆		

これらの未登記の土地については、早急に解消することが必要である。

4. 中部中学校太陽光発電設備整備工事について

計画当初全量売電予定であったが、売電単価の下落や九電の電気出力制御により全量自家消費とすることで、当初予定していた出力49kwを出力25kwに変更して平成29年1月11日から稼働を開始した。

平成29年2月から7月までの6ヶ月間で、太陽光発電量は、13,525kwで全体使用量32,384kwの41.8%となっている。これは、設置時のシミュレーションによる平成27年度同6ヶ月間の電気使用量に対する予定効果率42.9%とほぼ同じとなっている。一方、平成27年度1年間の電気使用量に対する予定効果率は45.5%となっており、今後、他の学校施設に設置している太陽光発電設備を含めてメンテナンス費用等に留意して管理運営に努められたい。なお、教育的効果やCO2削減効果などの検証は必要としないのか検討されたい。

5. 職員の時間外勤務状況について

平成28年度の教育総務課職員の出退勤表による勤務時間外の在庁時間は、Aは年間478時間（月平均40時間）、Bが年間309時間（月平均25.5時間）、Cが年間214時間（月平均18時間）となっており、うち勤務命令によるものがAで11時間、Bで9.5時間、Cで13時間となっている。

これらのことから、職員の負担軽減と健康維持のため、業務の見直しを図るよう努

めていただきたい。

6. 学校施設について

現場踏査を実施した田平北小学校においては、特別支援学級などの特別クラスを設置するなど、障害児に対応した支援を行なっているが、特に肢体障害者や知的障害者クラスは温度が高く、障害児に身体変調を招きやすい。空調機器の導入を検討されたい。

また、中部中学校については、特別教室棟外部通路において風雨時に雨が降り込み滑りやすくなるため、生徒の歩行に支障が出る可能性がある。歩行安全に対処していただきたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。